

第2回

長期的な土地利用の在り方に関する検討会

農林水産省農村振興局

長期的な土地利用の在り方に関する検討会

(第 2 回)

日 時：令和2年7月7日（火）15：00～17：20

場 所：農林水産省第3特別会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 第1回検討会における主な御意見について

(2) 放牧等による農地の多様な利用について

3. 閉 会

【配布資料】

資料1 第1回検討会における主な御意見（農林水産省）

資料2 放牧等による農地の多様な利用について（農林水産省）

資料3 放牧による耕作放棄地対策と畜産振興

（（一社）日本草地畜産種子協会放牧アドバイザー 梨木 守 氏）

資料4 荒廃農地の管理の在り方と合意形成について（笠原委員）

資料5 土地利用の主体と地方自治体の支援について（高橋委員）

○佐藤総括

定刻の1分前ですが、皆様おそろいですので、第2回長期的な土地利用の在り方に関する検討会を開会いたします。

委員の先生方におかれましては、お忙しいところ御参加いただき、ありがとうございます。開会に当たりまして、牧元農村振興局長より挨拶を申し上げます。

○農村振興局長

農村振興局長、牧元でございます。

委員の先生方には、このような形でお集まりを頂きまして誠にありがとうございます。また、ウェブ形式で御参加いただきます先生方に対しましても、厚く御礼を申し上げたいというふうに思うところでございます。ようやくこのような形で集まって意見交換ができるということになりまして、更なる活発な御意見というものを御期待申し上げているところでございます。

まず初めに、ここ数日來の豪雨によりまして大変大きな被害が出ておるといこと、先生方には御案内のとおりでございます。農業関係の被害につきましては、まだ調査中のものが多く、十分状況が把握できているわけではございません。例えば防災重点ため池一つとりましても、この土曜日に大雨特別警報が出ました熊本、鹿児島両県、また、昨日来やはり大雨特別警報が出ております福岡、佐賀、長崎、この5県を合わせまして1,100を超える防災重点ため池があるところでございます。これらの施設、また、農地につきまして、なるべく速やかに被害状況を把握いたしまして、災害復旧に全力を挙げていく所存でございます。

さて、本検討会でございますけれども、前回第1回の検討会におきましても先生方から大変活発な御意見、いろんな観点からの御意見を賜ったところでございます。そのような中で、本日は特に重要な論点でございます放牧等による農地の多様な利用ということ、これは基本計画の御議論の中でも大変多く御意見を頂戴したところでございますけれども、これにつきまして放牧の御専門の立場でございます梨木様からの御説明も含めまして、様々な観点から御意見を頂戴いたしまして、今後の議論がますます深まるようにしていきたいというふうに思っておりますところでございます。

委員の先生方の更なる御協力をお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いを申し上げます。

○佐藤総括

恐れ入りますが、冒頭のカメラの撮影はここまでとさせていただきます。

ウェブ参加の皆様、音声聞こえておりますでしょうか。聞こえておりましたらオーケーサイン等出していただければと思うんですが。

ありがとうございます。

議事に先立ちまして、本検討会の公開方法を説明いたします。

傍聴は原則可とし、会議への提出資料及び議事録は会議終了後ホームページにてそれぞれ公開することといたしますので、御了承願います。

それでは、今後の議事進行について池邊座長をお願いいたします。よろしく願います。

○池邊座長

改めまして、本日は皆様方お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、ウェブ会議の皆様方も本日よろしく願います。

もう2回目という、予備も含めると3回目になりまして、2回目ということでございますので、今日はいろんなものがたくさん用意されていますので、早速議事に入りたいと思います。

議事次第の2の(1)第1回検討会における主な意見について、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○農村計画課長

農村計画課長の庄司でございます。

それでは、お手元の資料1に沿って御説明したいと思いますが、左下の方に大きな文字で通しページが振ってありますので、今後はこのページに従って御説明をしていきたいというふうに考えております。

では、まず3ページの資料1を御覧ください。

これは前回の会合で各委員から頂戴しました御意見をカテゴリー別に整理したものでございます。これから検討するに当たって、この御意見は御参考にさせていただくということにしておりますが、本日は何点か参考資料をお付けしております。

6ページを御覧ください。

6ページは、これは前回、笠原委員から土地利用の区分の細分化についての御指摘がござい

ました。その資料です。現行の農振制度の用途は、農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地の4種類が原則でございますが、その右側にありますように用途の細区分の設定が可能となっております。そこにいくつか例が示してございますけれども、下の絵でいいますと、青色をつけた部分がそういう用途の細区分、特別の用途を定める、そういうことが可能になっているということでございます。

それから、通し番号の9ページです。広田委員からゾーニングとセットで誘導的な施策が重要という御指摘を前回頂きました。これは現行の農振制度における誘導的な施策だけではなくて、規制も入っていますけれども、措置の一覧を付けてございます。

それから、次のページ、10ページです。

池邊座長から、地域外からのコーディネーターの受入れについての御指摘が前回ございました。これは、今農村政策検討会で地域づくり人材、地域づくりコーディネーターの育成について検討を行っておりますので、その資料の簡単なものをお付けしているということでございます。

それから、次の11ページでございます。

これは安藤委員から非農家も含めた住民による地域資源の維持管理についての御指摘が前回ございました。前回、我々の方からは、農地や水路の保全のデータをお示したわけですが、それ以外に、お祭りですとかイベントなども、農地の保全とか用排水路の保全と同じような傾向が見られるということでございます。

以上になります。

○池邊座長

ありがとうございました。

それでは、今の事務局からの説明に関しまして質問のある方は挙手をお願いしたいと思います。ウェブの御参加の方も挙手をしていただければと思います。どなたかございますでしょうか。

安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

資料ありがとうございました。

参考資料4の右側の地域資源の共同保全率と総戸数との関係についてです。総戸数が減って

きても3戸を切ると共同保全、つまり集落の枠を超えて幾つかの複数集落と申しますか地域で地域資源管理を保全していく割合が大変高くなっており、ちょっと驚く筈だったと思います。質問は簡単です。この共同保全率の定義は何か、ということです。分母が何で分子が何かが分かると、集落の総戸数が減ってきてても複数集落でまとめれば何とかなるという議論を進めてもよいのか、それとも、それはなかなかまだ難しいという議論になるのかが見えてくるように思いました。そうした議論をするとき、この定義は重要になりそうです。今回は農地の問題なので、直接の検討材料にはなりません、中山間地域等直接支払制度の検討でも、この点は相当分析されていると思いますので、そのあたりの資料を使って次回に補足していただくと、ありがたいと思いました。

以上、質問というよりもコメントになります。

○農村計画課長

分かりました。調べて御回答するようにいたします。

○池邊座長

では、次回ということで。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

意見交換の時間は後でまとめて取っておりますので、また意見交換を行う際に事務局に確認しておくべき事項を中心ということでございますけれども、特になければ、ここではこの程度ということにいたします。

それでは、続きまして議事次第の2の(2)、今日の正に主要テーマでございます放牧等による農地の多様な利用についてというところに入りたいと思います。

今日の進め方でございますが、まず最初に農水省さんの方から御説明いただきまして、次に一般社団法人日本草地畜産種子協会の梨木放牧アドバイザーにゲストとしてウェブから参加していただいておりますので、梨木様より「放牧による耕地放棄地対策と畜産振興について」ということで御発表いただければと思います。その後に笠原委員、高橋委員から農地管理の在り方、合意形成、地方自治体の支援等について御発表を頂きます。

農水省さんからの説明終了後、梨木アドバイザーからの説明が終了した後、それぞれの質疑応答の時間を設けるようにさせていただきます。その後、皆様に御説明いただいた内容につきまして質疑応答を含めた自由討議ということにさせていただきますので、皆様よろ

しくお願いいたします。

それでは、早速ですが、農水省の方から御説明をお願いいたします。

○農村計画課長

農村計画課の庄司でございます。

通しページの12ページ以下が資料2になります。何枚か飛ばしていただいて、15ページでございます。

これは今回の検討事項になります。人・農地プランを実質化いたしまして、中心経営体がいるところと、これから探すところも含めて、今後、農地の集積・集約化に取り組んでいくということでございます。右側にあるように、そのためにあらゆる政策努力を払っていくわけですが、中山間を中心にそれでもなお農地として維持することが困難な農地が出てくるのではないかと、そういう農地をどうするかが本検討会の検討テーマでございます。

そこに第2回という枠で囲ってありますけれども、今回は放牧ですとか有機栽培、それから、景観作物、エネルギー作物、その他の省力作物の栽培といった農地の新しい使い方に転換することで農地を農地のまま維持すること、これが一番大事なことで、極力こうしてもらえるようにすることが重要だというふうに考えておりますけれども、そういう方策について御検討をお願いしたいというふうに思います。

私からの説明は以上になります。引き続き農地の多様な利用の取組について、関係各課からそのポイントを簡単に説明差し上げたいと思います。

○池邊座長

ありがとうございます。

それでは、早速生産局飼料課の富澤さん、よろしくお願いいたします。

○飼料課長

飼料課長の富澤でございます。

放牧等の状況について説明させていただきます。通し番号20ページをお開きいただければと思います。

まず、放牧の位置づけでございますが、現在飼料自給率25%ということでございますが、令和12年度34%を目標といたしまして、放牧を活用したり草地の生産性向上等に取り組んでいく

ということで、放牧を推進してまいるといふことでございます。

次の21ページになります。

放牧の取組状況でございます。乳用牛は日々搾乳が必要ということで、放牧地は畜舎の近くに立地しなければならないといふことでございます。このため、北海道のような土地条件のいいところでは約4割が放牧に取り組まれています、一方で都府県は約2%というような状況にあります。肉用牛繁殖系でも同様でございます、北海道は約3割が放牧を実施しておりますが、都府県では10%弱の実施率にとどまっているという状況にあります。

次のページ、22ページをお開きください。

放牧に必要な作業といふことで例示させていただきました。左からでございますが、放牧地の準備といたしまして、電気牧柵を張るための作業をここに例示させていただいております。そのほか、下段になりますけれども、水飲み場や日よけを設置するといふような取組も必要になってまいります。真ん中になります、放牧の準備でございます。牛に電気牧柵を切ることがないように電気牧柵の刺激を覚えさせる必要があります。繰り返して覚えさせるといふことになります。

また、下段のところになります、牛を放牧地に放しますと、餌の食べ方がまず分からない牛もいますので、十分に訓練を積む必要がございます。こういったことを実施した上で右になりますけれども、日々の管理といふことになります、牧柵が切れていないかどうか、また、家畜がきちんといるか、草や水が確保されているかどうかといふものを日々確認いたします。

そのほかに中段になりますけれども、健康管理といふことでダニの防除とかやせているものへの餌の給与等も実施することになります。また、一番下段になりますけれども、雪が降るところでは冬場の餌の確保等も行っていく必要がございます。

次の23ページでございます。

耕作放棄地等で利用が期待される肉用牛繁殖の放牧の事例でございます。肉用牛の放牧といふことでいいますと、下になりますけれども、生産コストで約3割ぐらゐのコスト削減が期待できます。耕作放棄地を利用した取組も現在で約3,200か所で行われております。一方で農家の管理のために近くに立地するといふことであつたり、周辺住民の理解醸成等の制約に課題がございます。これらの課題につきましては、次の24ページに整理させていただいております。

左からになります、実施しています農家さんの放牧における課題を取りまとめたものでございます。その隣になります、放牧を実施していない理由については、やはり牛の放牧馴致が難しいといふことや脱柵して田畑に被害を与えてしまう心配、また、臭気等の近所迷惑等が

放牧に踏み切れない理由として例示されております。

その隣になります、放牧で活用できる土地、望まれる土地ということですが、長期の賃借契約が結べるもの、あと、牛を放牧して養うために十分な広さを確保いただけること等が土地の条件として示されております。こういった条件をクリアすることによりまして、左下にありますけれども、放牧の導入の事例でございますが、3,000時間だった労働時間が年間2,500時間に削減できた事例もございますので、放牧についてしっかり取組を推進していきたいというふうに考えております。

次の25ページは参考までに事例を添付させていただきました。

以上でございます。

○池邊座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、生産局農業環境対策課の及川様、お願いいたします。

○農業環境対策課長

今御紹介いただきました生産局農業環境対策課長の及川でございます。

資料につきましては、27ページ目をまず御覧いただきたいと思っております。

まず、有機食品、有機農業で作られました農産物及び加工品でございますが、マーケットとしましては国内におきましても過去8年間で約4割伸びているといったところでございます。ちなみに海外におきましては、過去10年間で倍増しているということでございまして、かなり需要としては広がっているという産業でございます。一方、農外から、非農家から参入している方々につきましては、約4分の1が有機農業に取り組んでいるということでございまして、農外からの人材の呼び込みを含めまして、地域活性化に貢献できるのではないかとこのように期待しているところでございます。

一方、御存じのとおり、有機農業は化学肥料、化学農薬を使わないといったことで手間等がかかるといったこともございまして、現在まだ全国での取組につきましては2万3,000ヘクタール、全耕地面積の約0.5%にとどまっているところでございますが、市町村単位におきましては、やはり有機農業に取り組みたいというエリアが一定ありまして、1%を超える市町村等が80ぐらいあるというふうに把握させていただいているところでございます。また、県別、地目別に見ましても、畑地、樹園地で3%を超える県があるといった状況でございまして、地域、

品目によってはより高い割合で有機農業に取り組まれているという状況でございます。

次の28ページ目を御覧いただきたいと思います。

有機農業に取り組む場合におきまして、実は耕作放棄地は非常にメリットがあるといったことの御説明になるわけですが、1つ、まず有機農業自体が圃場外から農薬とかの使用禁止資材が入ってこないこと、防止することが必要になるわけですが、また、植付け、収穫前にいわゆる転換期間、原則2年間以上化学肥料、化学農薬等を使わないといったことが必要になってくるわけですが、まず左下の方の図にありますけれども、そのための飛来・流入防止措置として緩衝帯というのを作りまして、外から入ってこないように2メートルぐらいの緩衝帯を設定するわけですが、ばらばらの農地だと一つ一つ作らなきゃいけないので面倒なんですけれども、まとまると最小限になっていくということ、また、有機JAS制度におきまして一定期間そういった化学合成農薬等を使っていない圃場をする場合におきましては、本来先ほど言いました2年間そういった転換期間というのが必要なんですけど、耕作放棄地では転換期間が1年短縮可能になっているという状況になっているわけですが。

この転換期間中に有機農業におきましては、堆肥とか緑肥と言われる土づくりをせっせと行いまして、農地の生産性を上げていくわけですが、そういった投資もしておりますので、まとまって長期安定的に圃場が利用できるような環境づくりというのが必要というふうにされているところでございます。

最後は29ページでございますが、有機農業における農地利用の事例としまして、青森県黒石市、アグリーンハートさんでは中山間地で休耕状態にあった農地を活用して有機農業を実践しているとか、島根県江津市の香の宮さんにおきましても同じように中山間ですが、耕作の継続が困難になる農地を活用してハウス栽培に取り組まれていると、こういった事例があるところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○池邊座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、農村振興局地域振興課の平山様、よろしくお願ひいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長

ただいま御紹介を頂きました農村振興局地域振興課で中山間地域・日本型直接支払の担当室

長をしております平山と申します。私の方から荒廃農地における解消対策の一環として、景観形成作物であったり燃料作物を活用している事例について紹介をさせていただこうと思っております。

まず、その前に荒廃農地の発生防止、解消対策としてこういったものに取り組んでいるというものを少しだけ紹介させていただこうと思います。

荒廃農地はその発生で周辺農地に悪影響を及ぼしますけれども、ほっておくとその解消に多額の費用を要するというので、適正な管理、発生防止が重要であると考えております。現在、荒廃農地の中で再生可能な農地として9万2,000ヘクタールほどあるというふうに承知しておりますけれども、そういったものの発生防止、それから、再生をしっかりと進めていくということが重要であると考えておまして、下に示しますような形で様々な施策を用いながら解消に努めておるところでございます。例えば多面的機能支払ですとか中山間地域直接支払を活用したような協働の取組の中での解消対策、それから、鳥獣被害対策を合わせた形での再生であったり基盤整備のような事業を活用したようなもの、それから、新規参入、企業参入を取り込みながらの取組についても地域で工夫しながら進めていただいているところでございます。

次のページ、32ページをお開きください。

ここからは地区の事例ということでございます。景観形成に取り組みながら荒廃農地の発生を防止している事例でございまして、宮城県白石市の事例でございまして、この地域は多面的機能支払に取り組む中でこういった取組をされているんですが、地域の中で協働活動されてはいるんですが、草刈り等で多大な労力がかかるということで、全ての農地を全て農地として活用するのがなかなか難しいということになってくる中で、多面活動の中において荒廃農地の解消、発生防止の取組として右の枠のところにありますけれども、ハスの花を植栽したり、真ん中の写真にありますけれども、ヒマワリを植栽したりということで農村景観の向上を意識しながら活動に取り組まれているということで、管理面積としましては117ヘクタール余なんですけれども、そのうちの0.7ヘクタール、約74アールの荒廃農地を活用してこういった取組をいただいていると。この景観を保持する活動は地域ぐるみでやられておまして、現在でもこの74アールがしっかりと景観上維持されているというふうに承知しております。

それから、次のページ、栃木県さくら市の事例でございまして。

こちらにつきましては丘陵部に位置する地理条件ということで、地理的な条件の厳しいところを中心に農地の保全管理が困難になってきていると、そういった状況を踏まえまして、農地において燃料作物を導入して実用化しているという事例でございまして。

3のところに書かせていただいておりますけれども、さくら市と市内の（株）タカノという事業者が連携をして、県の事業、それから、国の事業も活用させていただきながら研究機関との連携も図って、イネ科の多年草「エリアンサス」という植物を植えて、バイオマスペレットの燃料を生産されております。この取組につきましては平成26年からの取組になっておりまして、耕作放棄地4.9ヘクタールにおいて植栽をされているということで、市内の温泉施設に対してこのペレットを供給しているということで、大体日2トンの生産がありまして、年間で235トンの供給をされているということで、この温泉施設の大体半分の燃料を賄っているということでございます。こういった形で順調に供給されているんですが、なかなかボイラーの導入というのはコストが数千万円かかるということで課題になっておりまして、どんどんと展開をするという形にはなっていないんですけれども、安定した供給を実現しているところでございます。

以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。

それでは、御説明に対しまして御質問のある方は恐縮ですが、挙手をお願いしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

かなり時間を短縮して御説明いただいたので、まだ資料の内容もあるかと思っておりますけれども、いかがでございますか。

よろしゅうございますかね。また次のプレゼン、意見交換のときにも改めて時間を取りたいと思いますので、御質問を後から考えついた方はそのときに御発言いただければと思います。

それでは、引き続きまして今日のメインテーマになります一般社団法人日本草地畜産種子協会、梨木放牧アドバイザーより「放牧における耕作放棄地対策と畜産振興について」ということで御説明をお願いいたします。梨木様、お待たせいたしました。よろしくお願いたします。

○梨木氏

よろしくお願いたします。多分画面が共有できているのではないかなというふうに思うんですが、大丈夫ですか。

○農村計画課長

大丈夫です。

○梨木氏

よろしいですか。改めまして、私は一般社団法人日本草地畜産種子協会の梨木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ここに示しておりますように「放牧による耕作放棄地対策と畜産振興」と題しまして、以下4つの項目に従って順番に説明をさせていただきます。耕作放棄地の対策として放牧というものがその一助になるということを御紹介したいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

まず、我が国の放牧の現状ですが、先ほども農水省の方から御説明がありましたとおりであります。2018年度の全国の放牧の頭数は、これは乳牛、肉牛合わせてですけれども、40万5,000頭、全体の牛の21%が放牧に供されて、使用されております。従来の放牧は大体北海道あるいは本州ですと公共牧場というのがございますが、面積が50ヘクタールあるいは100ヘクタール以上という非常に広大なところで放牧をされているのが中心でありますけれども、最近では水田跡地あるいは畑、桑園、茶園、果樹園などの跡地、いわゆる耕作が放棄されたところでも放牧がされるようになりました。

その背景としましては、放牧に関する資材、電気牧柵といったような資材が非常に高度化されたもの、しかも、低コストで、どんな地形でも面積の大小にかかわらず囲って牛を放すことができるようになったというのがまず一つあります。それと同時に、耕作放棄地がどんどん各地で増えているということで、地域住民の方、畜産農家だけではなくて耕種農家も心配して何か有効利用したいというようなこともあって、このようないろんな耕作放棄地跡地に放牧がなされているということです。

それから、最初にお断りしておきますけれども、牛には牛乳を搾るいわゆる乳牛というのと肉を取るための肉牛というのが日本にはありますが、ここでは肉になる牛の子牛を生産する肉用繁殖牛と申しますが、これが耕作放棄地には放牧をされているということを念頭に置いていただきたいと思います。

経営の規模は1経営当たり10頭から50頭規模の中小の畜産農家が主体であります。耕種農家がグループになって今まで牛を飼ったことのない水稻農家なんかが新たに牛を自ら飼って耕作放棄地に放牧するという例、あるいは新規参入において耕作放棄地を使った放牧で畜産をやりたい、やっているというようなケースも見られるようになっております。耕作放棄地におけ

る放牧の状況、先ほどこれは農水省の方で紹介がありました。

2番目、耕作放棄地への放牧のすごさという言い方でタイトルにしておりますけれども、牛の飼い方には牛舎の中で飼う舎飼いというものと、それから、屋外で広い放牧地の上で飼う放牧がございます。

耕作放棄地の放牧というのは屋外で飼うということですが、牛が自ら行くと書かせていただきました。牛舎の中では餌を給餌するのも人で、それから、牛が排泄する尿やふんといったものも全て人手で処理をしておりますけれども、放牧をすることによって牛が自ら餌を取りますし、排泄処理も畑にすることで処理が不要だということです。一度耕作放棄地に放牧を開始いたしますと、永年的に利用することができる、放牧そのものはポイントを押さえればそれほど難しいものではないというふうに言えると思っております。

社会にとってどういうものかということですが、これは今日のテーマであります耕作放棄地の対策になることは言うまでもありません。畜産サイドから見ますと、耕作放棄地から家畜の餌となる飼料を得ることができますので、自給飼料の増大、飼料自給率の向上にも貢献する、国土資源の有効利用になるというものです。そのほか、景観管理あるいは畜産理解・振興の契機になるというふうに思います。

それから、耕作放棄地で放牧すると農家、牛にとってどういうものかということですが、農家にとりましては所得の向上につながります。例えば1ヘクタールに電気牧柵と飲水場、水を飲むところですが、そこを整備しても1ヘクタール20万円以下で実施できる、低コスト、過剰投資が抑制できるというふうに思っています。それから、牛が自ら行うということと共通しますけれども、軽労化にも資する、それから、家畜の繁殖の成績は、放牧ということで屋外で飼養することで繁殖の成績も向上します。また、牛にとってはアニマルウェルフェアにも通ずる飼い方であるということです。その他の効果といたしましては、鳥獣害の抑制あるいは動物との触れ合いの場にもなるというふうに言えます。

もう少し効果を詳しく見ていきたいと思っておりますけれども、まず効果の1ですが、放牧で広い耕作放棄地を管理できるという題にいたしました。牛1頭体重500キロ、この1頭180日放牧することでどれだけの耕作放棄地が管理可能かというものを試算したのですが、日本の在来の植物であるススキやクズ、セイタカアワダチソウ、これは在来ではありませんけれども、シバといったものの植物が生えているところの耕作放棄地ですと、牛1頭で0.9から1ヘクタールの土地を管理する、食べ尽くすことができます。耕作放棄地で放牧をしていると、徐々に在来の植物は消えていきますので、その後は人工的に牧草の種をまいて牧草地化いたしますけれど

も、そうなりますと生産量が増えますので、1頭当たりの対応面積は0.3ヘクタールから1ヘクタールということになります。

いずれにしても、放牧は傾斜地あるいは段差のある地形でも問題なく使えます。御覧の写真、左には傾斜での放牧の様子を示しておりますけれども、35度程度の急傾斜地まで対応いたします。中央の写真ですが、片一方は崖のような地形ですけれども、こういうところも電気牧柵を縦に1本張るだけで牛がこちらに行かないようにコントロールすることができます。

ただし、この一番右側のように水がたまるような圃場では、牛は水そのものは嫌がりませんが、この中で排泄をすると水が汚れて、この水が近くの小川に流れて河川の汚染になるというようなことが起きますし、また、水がたまりますと、家畜の好む植物が生えてきません。ここにはイグサのようなものが見えますが、これは牛が嫌がる植物です。こういうところは明渠等で排水化を図るか、あるいはどうしても使えなければ、排水も難しいようであれば、これは電気牧柵等で囲って、こういうところは残念ながら放牧しないということになります。

次に、放牧によるコスト削減の効果です。これも先ほど農水省の方からも御説明がありました。放牧することによって約3割の削減、子牛1頭生産するのに21万円の削減の効果があるという計算が出ております。実際におやりになっている農家は、もっともっと生産コストは下げているとおやりになっていると私は思っております。

これまでは放牧の特徴あるいはメリットといったようなところを中心にお話をいたしましたけれども、少し実際にやるところでは問題もございます。ちょっとそれを御紹介いたします。3点目としまして、土地の集積と放牧の理解がキーポイントであると。耕作放棄地で放牧やるにはここがポイントであるということでございます。

まず、1つは土地集積をして広い放牧地を確保する。先ほど申しましたように、繁殖牛1頭を放牧するには0.3ヘクタールから1ヘクタールの面積を必要といたします。普通農家は1頭だけ飼うということがまずありません。複数頭飼養して放牧いたしますので、広い面積が必要です。残念ながら我が国の耕作放棄地は1反程度あるいはそれ以下のもの、しかも、点在して存在をしております。狭い面積でも放牧はできるんですが、面積が狭ければ牛の出し入れが非常に頻繁になってきたりいたしますので、本当の放牧のよさを発揮するにはやはりまとまった土地が必要だということで、この土地の集積ということが非常に重要であります。

それから、周辺住民の放牧に対する同意形成ということでもありますけれども、耕作放棄地があるところは必ず畜産農家がいるところとは限りません。むしろ水田地帯であったり耕種農家だけで成立しているようなところの耕作放棄地も多うございますが、そういうところいきな

り牛を持ってきて放すということになりますと、牛が逃げ出してほかの田んぼだとか畑を傷つけないかとか、あるいはふんとか尿の臭いが問題になるんじゃないか、あるいはハエが発生して衛生的に問題になるんじゃないかと、そういう心配、懸念を持つ方が多うございます。実際には適切な放牧をいたしますと、そのような心配は全くありませんが、いずれにしても、そういうところは問題ないということを丁寧に説明したり現地をお見せして同意を得るということが重要だと思っております。

それから、放牧を推進する制度、今回の農水省でもこの点については検討されておりますけれども、私の方からも推進するに当たっては放牧の技術指導者及び周辺住民の同意を取りつける人材の確保・育成の支援が重要であるというふうに考えております。

それから、もう一つは中山間地域直接支払制度のメニューに耕作放棄地放牧を明記していただきたいということです。牛が土地をSDGs的に保全する、畜産的に地域振興になるというふうに思っております。現状の支払制度でも読めば放牧が支援していただけることは分かりますけれども、私はもう一步踏み込んでいただいて明記をしていただきたいというふうに思っております。

次に、分散する水田跡地の活用ということで事例の紹介でございます。岩手県のKさんですが、御覧のように自宅周辺に遠くは3キロ以上離れたところの休耕水田ですが、耕作放棄地を借り受けられて、何か所も借りて現在30ヘクタールで102頭の繁殖牛を飼われております。いろいろ問題がありました。当初は自分のところだけで自分固有の休耕水田で放牧を開始される。それを周りを見ていた農家から借りてほしいというようなことがあって、どんどん面積が拡大していったという状況です。このKさんいわく「放牧なしでは繁殖牛の経営が今では考えられない」というふうに話をされております。

事例の2つ目ですけれども、棚田をひとまとまりに放牧利用されているものです。これは宮崎県のIさんでございますが、御覧のような棚田状の水田の跡にこれは航空写真ですね、こういうような地形のところの耕作放棄地を土地所有者から借受けをされて、現在13頭、自己有地、借地合わせて10ヘクタールのところで放牧利用をされると。これが実際に放牧をされている牛の写真でございます。

以上、駆け足的に紹介をいたしました。

最後に耕作放棄地の放牧のまとめをしたものです。

まず1点目、技術的に確立しているか、これはイエスです。経営として成り立つか、これもイエスです。農地の管理の実態、それほど難しくありません。容易です。放牧による効果は非

常に高いというふうに思っております。耕作放棄地対策、生産費低コスト化、牛の健全性等々、非常に放牧による効果は高いと私は言えると思っているところでございます。

続きですが、5点目の放牧の普及方策、これは非常に緊急です。特に土地の集積が重要であるということですね。それから、6番目は土地貸借、制度面のアシスト、これも緊急です。現在、農地バンク、農地中間管理機構が間に立っていただいて放牧地も現在あっせんしていただいておりますけれども、つくづく農地あっせんには機動性を持って取り組んでいただきたい。土地集積に待ちのマッチングは駄目だと。積極的に農地のあっせんをしていただきたいというふうに思っております。

7点目、行政、農業委員会の指導状況ですが、非常に関心も高く、実際にも多くの自治体で既に放牧による耕作放棄地の対策に取り組んでおられます。しかしながら、1件当たりの面積が1ヘクタール以上のところは少ないというのが現状でございます。これが2ヘクタール、10ヘクタールという広い面積がもう少し増えると放牧のメリットがより出せるのだと思っております。

いずれにいたしましても、いずれの分野もそうですけれども、耕作放棄地に放牧を進めるに当たっては、放牧をする人あるいは受け入れる人、あるいはその間に立つ行政サイドの方も含めてやる気のある人材が非常に重要ではないかなというふうに現地をよく感じることであります。

以上で私の説明を終わりますけれども、最後に実際に耕作放棄地の放牧の一例を宮崎県日之影町の岩田篤徳さんが作られた動画を頂きましたので、最後に紹介をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(動画再生)

岩田さんのいらっしゃるところは非常に山あいの地形で平らなところが少ないというところですね。樹林のところと近くの土地所有者4名の方から土地を借りたり、あるいは自分の竹やぶを整理されたり、これは竹やぶを整理されているところですが、ここを放牧されております。全国的に竹やぶが増えておりますけれども、竹やぶの後、生えている竹は除去しますけれども、後から生えてくるタケノコなんかは牛も喜んで食べるということです。竹やぶの対策に牛も非常に効果が高いというふうに私は思っております。

このように育ってしまった竹は、葉は食べますけれども、軸の部分は食べませんが、タケノコは非常に好んで食べてくれますので、竹やぶ対策にも効果は発揮いたします。

非常に傾斜の強いところの放牧の状況です。

非常にのどかに草をはんでいる様子を御覧いただけていると思います。

イノシシだとかタヌキとかキツネなんかも出てきているそうですが、牛とイノシシがけんかをするといいことはないようですね。

これが放牧地で、牛が生まれたので、岩田さんの家族が今牛を運んでいます。お孫さんがビデオに撮ってくれていたようです。この後ちょっとしたアクシデントが起きます。牛を乗せたところまではよかったんですが、落ちてしまいました。

岩田さんのところは、昼間は放牧地に牛を出して、夜には牛舎に戻るようにされています。

声をかけると、牛は反応して牛舎に帰る行動を示します。

岩田さんは、限界集落の放置林や耕作放棄地を1台のバックホーと牛の力で永年牧草の放牧場に転換させ、高収益を上げるモデルを目指していますということで、岩田さんは地元の日之影町で畜産農家に放牧の推進をしていただいております。

簡単でございますが、以上でございます。

○池邊座長

梨木様、非常に明確なまとめと、リアルな画像で放牧の状況、竹林が取り除かれる様相や牛の1日がよく分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、今の梨木アドバイザーからの御説明に対しまして御質問のある方挙手をお願いいたします。広田先生、お願いします。

○広田委員

御説明どうもありがとうございました。大変興味深く聞かせていただきました。

一つ質問なんです、まとめの1番目に技術的に確立しているかのところに、放牧の指導体制は貧弱とあるんですが、これは、技術は確立されているけれども、それを学ぶためにはいろいろ勉強したり指導を受けなくちゃいけない、そのところがネックになっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○梨木氏

そうですね、放牧そのものの技術的な開発だとか研究といったものは歴史があって、かなりのことが私は分かっているし、問題ないぐらいのレベルになっていると思いますけれども、その方法、その技術を普及する段階が、いずれも県も人が減って指導体制も弱くなっているという

ようなこともあると思いますが、この放牧を具体的にどうやればうまくやれるか、こういうところはやっちゃいけないとかいうことも含めてその辺の指導体制が私は非常に貧弱であると思っております。

○広田委員

となると、仮にこういう放牧をやりたいという若い人がいたとすると、実際には指導を受けられる方法としてはどういった方法があるんですか。

○梨木氏

とはいっても府県によってはある程度指導のできる方がいらっしゃる場所もございますし、それから私も及ばずながら協会の方で放牧アドバイザーというのをしておりますけれども、私の協会にも複数名おりますので、そういう者をお呼びいただきますと派遣をして、何度も同じ場所でも出かけて行って技術指導をするということをやっております。それから、私が行けないようなところは近くにやってる、実際におやりになってる先進事例、先ほどの岩田さんなんかもそうですけれども、そういうところを紹介をして、是非一回見て話を聞いてほしいというような形で広げているという状況です。

○広田委員

仮に全国的にこういう放牧による耕作放棄対策を展開していこうとなると、指導体制もそれなりに整えないと、量的な問題と申しますか、そういう体制整備も必要になるということですね。

○梨木氏

おっしゃるとおりですね。やはり普及員レベルできっちりと教えられる、指導できるという体制づくりをしていただく必要があるというふうに思っております。

○広田委員

ありがとうございました。

○池邊座長

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。安藤委員、お願いします。

○安藤委員

大変面白い、興味深い報告で勉強になりました。

1点教えていただければと思います。ほとんどの場合、貸手は土地の管理を任せられればそれでよいということで、地代は発生していないということなのかもしれませんが、地主さんにも固定資産税や、場合によっては土地改良区の賦課金がかかる場合があり、それに見合う程度のお金は支払わなければならないようにも思いますが、そうした状況は生じていないのでしょうか。この地代の問題が生じないところで放牧が行われていると考えればよろしいのでしょうか。

○梨木氏

これはケースバイケースでして、いろいろなのがあります。大体が無料で、もうとにかく使ってくれるだけでいいから、もう牛を放して草ボーボーになるのを防げればいい、それだけで貸してくれるところが多いですけれども。逆に、人によっては10アール2,000円とか3,000円を、年間ですね、10アール2,000円、3,000円というレベルで賃貸契約を結んで借りているということが散見されるという状況でしょうか。特にトラブルのあるところでやってしまいますと、放牧はうまくいっても途中で貸しはがしに遭ったりするんですね。そういう例もあります。ですから、ここの契約のところは本当にきっちりやらないといけないなというふうに思っています。

○池邊座長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

○林委員

すみません、林なんですけれども。よろしいですか。

○池邊座長

はい、林委員、お願いします。

○林委員

すみません。水田の放牧の話、私10年ぐらい前に拝見してすごいなというふうに思って、今日も非常に興味深く聞かせていただいたんですが、気になったのは、よく耕作放棄がいけないというときの話で、水路が分断されるからよろしくないという話も出てくるんですが、先ほどの最後の動画のような感じの、ある程度まとまったところをバツと面的に放牧にする場合、水路とか農業水利施設というのはどういうふうに管理されていますか。

○梨木氏

最後の岩田さんのところは、もう水田やらないよ、もう全然畑作らない、こういうところはおっしゃるとおり水路の問題、用排水路の整備、掃除、そういったものは全然要らない、問題ないんですけども。岩手県のKさんの場合ですけども、彼の場合は点在する耕作放棄地を借りているわけですね。そうすると、その周りにもうやめてしまった田んぼもありますけれども、依然として耕作を続けられている田んぼもあります。これはKさん非常に悩むところで、これも契約するとき、土地は借りるけれども、用排水路はKさんが管理をするというケースと、それから契約のときに、そこまでは貸す側が、貸手の方が水路は維持するよという、両方いらっしゃるようですけども。Kさんが言うには、だんだん高齢化してるから、やがては全部私がそれやらないかもしれないなとおっしゃっています。

それで、放牧するときにはもうその用排水路に牛が行かないように、やはりそこは柵をして、水の流れを維持はしないと、田んぼの機能が損なわれるから用心しているということをお話されております。そういうのが結構多いですね。

ですが、基本的には、とにかく中山間地での耕作放棄地の多くの場合はもう、ちょっと皆さんの意見もあると思いますが、再度もう一回田んぼに戻すという考えをお持ちの方は数的には、私の知る範囲ではそう多くない。もうとにかく荒地にするのが申し訳ないからという感じで牛に使ってほしいと、そういう申入れが多くて実際にこの放牧が進められているというこういう状況だと思います。

○林委員

ありがとうございます。

○池邊座長

それでは、笠原委員。

○笠原委員

すみません、笠原です。

1点目は、林先生が聞いてくださったのであれなんですけれども。

もう一つ目、先ほどのお話の中で、トラブルがあるケースは貸しはがしに遭うことがあるというお話だったと思うんですけれども、実際どんなトラブルがそういった貸しはがしにつながっていくのかというのは、ざっくりでいいので聞かせていただければ有り難いです。

○梨木氏

貸しはがしはですね、これは隣の家に蔵が立つと腹が立つというのがありますが、土地を貸した農家が受けて相手の繁殖農家が儲かっている、非常にうらやましいという、そういうような思いを持つようになって、これまで貸してきたけれども、もう貸さないというような事態ですね。借り手の畜産農家は、今まで貸りて、耕作放棄地を立派な放牧地にせっかくしたんですけども、もう貸してもらえない、貸しはがしに会って、大慌てする事態に落ちることになる、何回かは私はそういう場面に遭遇しております。ですから、土地の契約というものはやっぱりきちんとそういうことのないように契約をする、あるいは中間管理機構なんかがお骨折りいただきたいなというふうに思います。

よろしいでしょうか。

○池邊座長

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、ちょっと時間が押しておりますので、次の御発表の方に移らせていただきたいと思います。梨木様、どうもありがとうございました。後ほど議論の中で御質問等あるかと思っておりますので、また後の方でお願いいたします。

それでは、笠原委員より、荒廃農地の管理の在り方と合意形成について、御発表をお願いいたします。

○笠原委員

新潟県阿賀野市農業委員会の会長職務代理をしております笠原です。よろしくお願ひいたします。

私の方からは、資料4になります、資料4の2枚目になりますので、50ページからになります。第1回目の検討会を終えて新たな土地利用で示されました「農地を農地への復旧が容易な非農地に転換」という懸念をお話しさせていただきました。やはり現場の感覚としては、農地は一度非農地になると農地に戻らないというのが私どもの感覚ではあるんですけども、その後私も調べまして、全くそういった事例がないのかといえないわけではありません。一度非農地になったところを再度農地に戻したという事例は全国見ると幾つかあるように感じますが、その際に必ずかかっているのが、お金と人と重機です。私どものところでも遊休農地、荒廃農地になっていたところで2ヘクタールの畑地と4ヘクタールの水田に戻した事例がありますが、やはり5年の歳月と1,000万近いお金がかかったというふうに向っております。ただ、その方にとってはそれを戻すだけの価値があったというお話を伺っていますので、必ずそこにはお金と時間と機械が必要だということは申し述べさせていただきたいと思います。そのため、農地への復旧が容易な非農地に転換というお話は、地目の扱いと関与の在り方について検討していただければ幸いだと思っております。

また、前回もお話しさせていただきましたが、議論の対象、中山間地、どうしても荒廃農地という中山間地が中心になりますので、こちらに重点がいつてしまうのは百も承知しているんですけども、やはり平地の方でも点という形で荒廃農地は出てきておりますし。実は新潟県400キロに及ぶ海岸部があります。そちらの方の砂丘地で、葉たばこの生産があまり生産振興されなくなったという時点でかなりの遊休農地が出ていて、今はニセアカシアの林と化してしまっているような事例もありますので、山からと海からと攻められると大変だというのが正直な話です。

次のページになりますが、荒廃農地の管理の在り方について幾つか例示をさせていただきました。いろいろな荒廃農地の管理の在り方がありますし、私どものところでも先ほど話がありましたような放牧地として使っている酪農家もいらっしゃいますし、観光資源として使ってもらえるところもあります。私どものところで意外と最近見えるのが、養蜂を組み入れた景観作物と、あとは鳥獣害被害が少ない作物を選定されて作付けていらっしゃるケースが大変多くなってきております。あとは、農家の皆さんに聞くと、緩衝帯が欲しいというお話がやはり言ってもらえます。緩衝帯として管理するのか、それとも緩衝帯を兼ねたほかの作物を導入

するのかという部分に関しましては、その集落の中での話合いというのが必要になってくると思いますし。点で緩衝帯が入ったところでどうにもなりませんので、集落の中で話し合っ、ある程度の面積を緩衝帯として導入していくという手法は必要かなというふうに思っております。

次のページです。多様な利用を促進するために必要なこととして幾つか例示をさせていただきました。ものによっては簡易な基盤整備が必要だろうと思っておりますし、前のページで申し上げた幾つかの事例の中で、現場の工夫に応じた柔軟な利用の促進が必要になってくるかと思っております。

また、今回コロナウイルスの騒動がありまして、テレワークの方々が結構増えてらっしゃるかと思っておりますけれども、そういった方々を田舎にという、私どもからすると人口も増えて遊休農地も多少なりとも耕作をしていただけるような、そういった半農半Xなども考えていただきたいというふうに思います。

また、一番下、⑤番になりますけれども、地域に対する農地等の維持管理活動への経費の助成がやはり必要なのではないか。話合いをするにしてもなかなか目先のニンジンがあると話合いが進みやすいというのが私ども実感です。

人・農地プランの方に入っていきますが、まず私が農業委員になったときに先輩の委員の方に言われたのは、農地というのは1筆ごとにそれまで引き継いでこられた方々の思いと歴史が詰まっているというお話です。特に中山間地に関しては、自己開墾された方々も結構いらっしやあって、その農地に対する思い入れというのがとても強いところがあります。ですので、私ども人・農地プランでもそうですし、あっせんなどで動くときもそうですけれども、できる限り出し手の方々の思いを受け止めるという形を取らせていただいております。地域の声を丁寧に拾わせていただいて、その思いごとできるだけ受け手の方々に引き継いでいきたい。そうすることで遊休農地を少しでも減らしていけるようにという形で日々活動させていただいております。

54ページと55ページになるかと思っておりますが、人・農地プランの実質化の取組ということで、正に合意形成が必要な取組になっております。私どものところは今市内112地区で人・農地プランを検討中です。112地区というのは、112の自治会がある、集落があるというふうに御理解ください。既に25地区が実質化しておりまして、この秋までには50から60くらいが実質化に至る見込みで、先月末くらいから少しずつ人・農地の取組の話合いがまた始まっているところで、合意形成をするまでには最低3回くらい、多ければ6回、7回、それで収まらないところ

もある状況です。ただ、中山間地域の方々は、中山間地の直接支払制度等で既に話合いの素地を持っていらっしゃるので、逆に話を持って行ったときに話が進みやすいというケースがとても多いです。それと、平場の方でも多面的な活動がありますので、そういった活動をされているところは割と話が進みやすい。その話合いを活用していけば、同じような形での話合いが続けていけるのではないかと考えています。

次のページになります。感じている課題なんですけれども、地域のことを考えていくのに、農家だけ、担い手だけで本当にいいのだろうか。その方だけが中心になってやっていらっしゃるところは意外と話がまとまらないという現実があります。

それから、②番目になりますが、後継者がいない高齢農家等の意識の低さと、大変申し訳ない言い方なんです。私たちは「どうせ思考」というふうに、どうせうちは後継者がいない、どうせよそのうちだけよくなるんだろう、どうせ私は関係ないという思考はやはりあります。それは担い手がないということだけで片付けていいのかどうかちょっと分かりませんが、この思考を崩していくところから話合いが始まるというところもあります。話合いができる地域とできていない地域の地域格差が大きいのは、先ほど申し上げた直接支払制度等で話合いの素地ができていないか、できているところには既に話合いをきちんと進められるだけのリーダーがいらっしゃいますので、そういった方々を中心に合意形成を進めていくというのは十分可能かと思っています。

合意形成を進めていくとき、ある程度話がまとまった途中で空中分解してしまう事例の一つに、相続未登録農地の壁というのがありまして、30人、40人という相続人がいらっしゃるころなんかもまれにあります。そういうところはお一人が駄目と言ったからということで途中で頓挫してしまったり、空中分解してしまったりというケースもあるんですけれども。そういったときは私どもの方に相談いただいて、できるだけ取り得る手段を取っていくというふうに進めていこうねと話しております。

あと、一つ気になるのが、5番目ですね、示されたひな形や例示の模倣。これ、大変申し訳ないんですけども、例示をされますと、例えば国がこの例を出しているんだから、この例だったら後から何か言われることはないだろうと。ないわけではないです。自分たちで考えることを途中で放棄されるケースはとて多いです。ですから、例示をする場合に、とてもたくさん例示をするか、もしくは自分たちが一番やりやすい、一番いい方法で5年後、10年後をきちんと考えた上で計画を立ててくださいというやり方が必要になってくるかなというふうに思っております。

今まで挙げた課題解決に必要なことということで、次のページになりますが。農家や担い手に加えて、土地持ちの非農家、あと地域の住民の方々、それから水利等に関係してくる下流域の方々が話合いに参画する体制はやっぱり必要になってくるかと思います。話合いに参加することが困難な場合であっても、せめて意向は確認しておきたい。後々のトラブルのためにもここはきちんと確認しておきたいと思っております。

制度の理解を深める工夫という形で書かせていただきましたが、例えば人・農地プラン、理解ができていない農家の方がどれだけいるかということ、大変疑問が残ります。それは何なんだという説明から私たちも入るんですけども、その制度に乗ることでどんなことがあります、いいことも悪いことも同じように提示をするにはデータ等を用いてきちんと参加してくださる方々にまずは地域の現状を知っていただくというのが必要になってくるかと思えますし。こちらについてはきちんとデータ説明ができて、データを持ってらっしゃる市町村行政が担っていただくのが適切かと思えます。また、合意形成に必要な範囲は、あまり大きい範囲ですと話が進みませんので、こちらについては私どもは地域の最小単位である集落や自治会で話をした上で、その後の話合いで隣の集落もしくは別のところと一緒にっていくという方法も取る必要があるのかなというふうに思っております。

未登録農地の問題については、新たな土地利用に転換する場合だけでも活用しやすい方法を考えていただきたいというふうに思っておりますし。

市町村のリーダーシップと関係機関の明確な役割分担をした中で、主体となる参画者がそれぞれの役割をきちんと理解して連携して話合いを進めていくことが重要だと思っております。

最後になって申し訳ありません。新型コロナウイルス感染症の影響について書いてあります。4か月近く話合いが停滞している中で、実質化の取組が本当に3月以降、3月までに可能になるかということ、若干不安な部分もあります。こちらのスケジュールの組直しが可能であれば、その話合いの素地ができた地域で、次に今ほどの話のあった別の話合い、新たな土地利用への転換の話合いをしていくことは可能かと思えますし。そもそも人・農地プランは実質化したところで終わりではなくて、その後ずっと話合いを続けていただく、そのための私たちもおりますし、そういった中でこの話合いの合意形成の場を引き続き継続していくことが必要なのかなというふうに思っております。

私からは以上です。

○池邊座長

具体的な御要望も含めてたくさんの御指摘を頂きました。ありがとうございました。

続きまして、高橋委員から、土地利用の主体と地方自治体の支援につきましてプレゼンテーションをお願いしたいと思います。高橋様、お願いいたします。

○高橋委員

私の方から、第1回の委員会でお話しさせてもらった、中山間地域のみではもう耐えられなくなったケース。平場の人手を借りながら農地の維持を考えることが必要だということが一つ。あともう一点が、農地を守るための合意形成、その対象範囲ですね、話合いの範囲をどうやって決めていくのか、この2点についてお話を申し上げます。

59ページを御覧ください。今山形県では、若者が主役となった地域づくり、これを進めようとしています。というのは、現役で働いている方が大分高齢化されたということもあって、この現役世代だけで話合いをしていく、これには限界があるんじゃないか、こう考えています。ただ、この後継者というところが、自分の息子かという、それはちょっと違って、若い息子がいるところはいいんですけども、その高齢者の息子がもう50代60代になっているというケースが多いので、その下にいる孫の世代、この辺を対象にしていかないとつながっていかないんじゃないか、こう考えています。

この59ページの下の方に枠抜きしています、中山間地域の現状というところで、これは中山間直接支払に取り組んでいる県内全集落にアンケートを取ったものですが、この中では、やはり一番の問題は後継者不足となっています。その後に農地、水路、山林の維持、あと共同作業と、こんなふうが続くわけなんですけれども。この一番の問題である後継者、今までこの部分に光を当ててこなかったんじゃないかなと考えています。今までは、現役世代だけで話合いをしてきたと、ここに問題があったんじゃないかなということです。

上から2番目の枠なのですが、農山漁村を次代につなぐ環境の整備、これが要になってくるということです。今笠原委員の方からお話ありましたが、この一番下に書いてある絵は、海から山頂までを示しています。この一つ一つの青い点々は、一つ一つの集落という意味です。この一つ一つで話合いをしてきました。現場は、これがもう一つの集落では完結できないという状態になっています。ということで、この真ん中の要の下に里海から里地、これは平地の農村を示しているのですが、この範囲での話合いをしていくという、こんなことが必要なんじゃないかなということです。

もう一つは、里地、この平地の農村と里山、中山間、ここをモデルにして、ここでも話合い

をしていくべきじゃないかと、このように考えています。

今そのために山形県で進めているのは、この横にある①番、世代間相互の合意形成モデル。この若者世代と、ある意味高齢者である現役世代が、両方入って合意形成された計画にしていけないと前に進んでいかないということです。

その前に大切なのは若者主体の地域経営の構想モデル、この若者が中心になって、農家・非農家の枠を超えた話し合いを一回やってみないといけないのではないか、そんなことを考えています。

次のページをお願いします。このイメージなんですけれども、実際1回の話し合いでこれが全て解決するということはまずないです。1回目の話し合いでは図れない地域の合意をどうするかとか、効果の悪い農地と施設、これをどう使っていくのか。進まない世代交代をどうやっていくのか、こんなことからだんだん入っていきまして、土地利用計画の策定、あとは施設や機械の共同利用、周年農業の実現。山形は特に雪が降りますので、こういう手順を踏むことが大切になります。

そんな話し合いを重ねていった結果が、農用地の集積や法人化・企業化、若者世代の就農とつながっていく。その先に、労働時間の短縮、経営面積の拡大、地域に合わせた産地化、そこから変える農業にしていく、こんなふうにつながっていかないと土地利用がスムーズに進まないと考えられます。

この中で下の枠の上に、人・農地プランの実質化、それと笠原委員の発言にもありましたが、中山間直接支払、あと多面的機能支払、この集落戦略ですね、現場ではこれらを組み合わせていかにうまく回っていかないと現実があります。

61ページをお願いします。これは先ほどの絵を少し拡大しました。これは集落単位で無理なものは括りを広げた取組みが肝なんだというふうに書きましたが、例えば平場の農村地域であっても、一つの集落ではもうやっていけないというところが出てきています。また、先ほど砂丘とありましたけれども、この絵では漁村と示してあります。この辺の砂丘地帯の畑地も最近はまだ耕作放棄になってますので、この辺のところを平場の農村地域と一緒にめんどろを見てあげる。または、中山間地域の一部分も一緒に見てやる的な、こういう連携もこれからは必要になってくると思っています。

その中でポイントとなるのは2つです。一つは、集積と作物の選定。ものによっては簡易な基盤整備とか団地化とかというの必要になってくるかも知れません。また、利便性の改善とか労働時間の軽減、これは大切になってきます。また、耕畜連携による労働力の軽減、これは

草地にするとか、先ほどお話のあった放牧もそうですけれども、これらはもう必要不可欠という感じがしています。

もう一つは、広い面積を利用していく、そういう作物を作ること。これは広域的な土地利用計画の策定が必要になってきますので、中山間地域、平場農村地域だけでは決められませんので、やっぱり市・町・村の役場、あとJAあたりが絡まないとなかなかやっていけないかも知れません。

基本は、手間のかからない作物の生産。米よりも時間のかからない作物をいかに入れていくか。例えばこれは家畜の飼料になりますけれども、実取りとうもろこしの栽培。農地をすぐに山林にするというこういう考え方もあるかも知れませんが、その前に山菜や薬草などは導入できないのかと、こんな考え方も必要だと思います。現在山形県では、県の単独事業なんですけれども、水田を水田として守れなくなった農地にワラビの作付けを勧めています。その場合、植付けしてから3年間は未収益期間になりますが、その所得を補助するという、そういう県の事業を進めています。ワラビは植えると40年ぐらい取れますので、一回この特産物に置き変えて、その後どうするかは将来考えるなど、いろいろな使い方と、工夫が必要だと思います。

とはいえ、その話合いをどんなふうに進めていくのかということはいろいろ工夫をしてきました。62ページをお願いします。これは先週別の検討会でもお話しさせていただきましたけれども、今山形県で進めている元気な地域づくり支援プロジェクト事業というものです。職員が現場に直接出向いて地域での話合いをお手伝いするという事業です。この制度は、平成20年から始めておまして、現在100地域以上の実績があります。

次のページをお願いします。集落それぞれいろいろな課題があるわけですが、その集落ごとに地域を診断して、そこでいろいろなプログラムを提案しながら、話合いを支援していくというような事業です。

次のページをお願いします。この話合いのお手伝いをする人材育成ということで、山形県で実施している、これは地域づくりプランナーの認定登録制度なんですけれども、ここで人材育成をしながら、経験を積み重ねていって、プランナーとして認定していくというものです。このプランナーを中心に現在様々な場面で話合いを始めておまして、地域づくりのお手伝いを行うという仕組みです。

次のページをお願いします。様々な研修と実践を経験し、このような形で申請し、内容を審査して登録されることとなります。

67ページをお願いします。この中で一番大切にしているのは、一番最初にプランナーが現場に入った場合、地域ごとの話合いの括り、これを決めてから作業に取り掛かるということを最初からやっています。このステップ1という部分で、集落構成図を作るとありますけれども、大体の集落の位置的なレイアウトをします。この事例では4つの集落で構成されて、全体で一つの旧村という形になっています。次のページをお願いします。このように一つ一つの集落で人が存在するのとか、あとはこの中で社会集団に一人一人が属しているのか、コミュニティが存在するのとか、そういうことを詳しく調べていきます。

これは実在する集落なのですが、この中でナンバー1の黒鴨という集落、この集落は実は2番目の鮎貝というところの用水源になっている地区です。この1番はかなり力が落ちているという診断結果になってはいますが、この黒鴨だけで話合いをするのはもう無理だと判断されても、この2番目のところ、用水源が一緒で、その用水を使っている集落と一緒に話合いをしていくような、こんな括りを作っていきます。

67ページに戻ってください。ということで、話し合いの範囲をこの黒鴨というところと2番目の鮎貝というところを一緒に括りにして、ここで話し合い、実践活動に移っていく、そういうことで地域の人に説明をしていく、合意を取っていく、こんな進め方をしていきます。また、この深山という3番目と高岡という4番目は単独の括りとして、話合いを進めていくということです。

2ページ飛ばしてください。私の課が担当する中山間直接支払いですが、今集落戦略づくりを盛んに行っており、このチラシは県が作ったもので、簡単に言うと5年、10年後の夢は地域住民だけではなかなか描けないですけれども、その話合いを県がお手伝いをしますというチラシです。下の方を見てもらうと、この中には話し合いのワークショップや、土地利用の計画づくり、これらを一緒になってまとめていくという取組みです。

次のページをお願いします。最後になります。

集落戦略づくりのお手伝いは、平成30年度からやっていますけれども、集落戦略づくりのお手伝いをした集落で聞き取りをした結果、円グラフに示したとおり、やっぱりここでもなかなか進まないというところの原因が、人口減少、後継者不足、鳥獣害の問題、あと農地の管理、このような結果が出ています。現場でもかなり不安に感じていると思いました。それと中山間地域が抱えるニーズもだんだんと明らかになってきました。この辺のところをお手伝いしながら全体の土地利用を考えていく、こんなふうに進めています。

人・農地プランの実質化が全体的な構想だと位置づければ、集落戦略は実践プログラム、あ

る意味行動計画づくり、こんな位置づけで取り組んでいます。

私からは以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。

非常に具体的でしかも山形県で既にやられている手法ということで、大変興味深い御説明をしていただいたかと思います。多分、後半の笠原委員、高橋委員の内容が頭に残っているかと思いますがけれども、今回2つの内容、お話しいただきましたので、ちょっと内容を分けて、前半は先ほどの放牧地、あるいは農水省さんからの様々な資料の御説明を踏まえて、様々な農地の使い方についてということ、それから後半は笠原委員や高橋委員から様々なやり方についての課題、あるいは御要望等、あるいはこういうふうにした方がいいという御提案も頂きましたので、そのあたりの合意形成についてということで、ちょっと2つに分けて御議論というふうに言いたいところですが、皆さんの時計を見ていただくともう議論という時間がほとんどございません。

最初に、様々な農地の使い方について、名簿順にそれぞれの委員の方々から1、2分でということで、まずは一巡させていただいて、合意形成、今回の内容につきましては3回目以降もちろん関係してきますので、特に今後の内容、あるいは今日、梨木様や各課の方々も来ていただいていますので、その辺につきまして何か御意見等があればと思います。

それでは、恐縮ですが、安藤委員から名簿順でお一人、1、2分程度でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○安藤委員

話が全然まとまりませんが、2点あります。

先ほど梨木さんから放牧地についても排水路の工事を行う必要性の御指摘がありました。放牧地などの粗放的な土地利用、ここで粗放的な土地利用というのは維持管理コストがかからないような土地利用ということの意味していますが、そうした粗放的な土地利用を実現するためには、その土地利用によってそれぞれ違うとは思いますが、必ず何らかの追加的な投資が必要になると思います。その追加的な投資としてどのようなものが必要となるのかについて、いろいろな土地利用ごとに整理していく必要があるように思いました。単に放置しておけば粗放的な土地利用が実現するというわけではないということです。やはりそれなりの投資を

しないと、国土の持続的な利用、国土の保全是実現できないということだと思います。粗放的な土地利用を実現するに際してどのような投資が必要となるのかを、土地利用の在り方に応じて、少し検討してみてもはどうでしょうか。

2点目ですが、これは今日の議論になるかどうか分からないところがありますが、農地の範疇をどのように考えたらよいかという問題もあるように思いました。

例えば、焼き畑農業の場合には、一時的に土地は林地に戻りますが、そのときの土地の取扱いはどうなるのでしょうか。高橋委員からは山菜という話がありましたが、そうした山菜取りの原野の取扱いはどうなるのでしょうか。

現在は耕作に供せられてない潜在的な農地という場合もあると思いますが、いずれにしても農地の定義をどう考えるか、農地の範疇をどのように整理していったらよいかということ、これは前回の検討会で広田先生からそうした問題提起があったと記憶していますが、そのことを改めて感じました。

以上の2点です。

○池邊座長

ありがとうございます。

それでは、続きまして田口委員、お願いいたします。

○田口委員

私は、土地利用、使い方に関してはちょっと門外漢の面もあるんですけども、いろいろな担い手が農地を使っていくというときに、例えば土地利用の仕方に関する周辺との調整が重要になると思います。農地で半農半Xみたいな話もあると思うんですけど、そういったときに地域の現場を見ると、もともと農業をやっていた人たちと新しく農業を半農的に始めるような人たちの中で農法に対する意識差がかなりある印象がある。

特に最近の新規就農者や移住者、半農半Xの方たちは割と低農薬とか無農薬、場合によっては自然農みたいなものを好んでやったりしていて、それが周辺の農家さんと軋轢が出ているなという印象があるので、そのあたりの地域における大きな農法のプランニングみたいなものがある程度しておかないと、なかなか難しいんじゃないかという気もちょっとしております。

あともう一つ、お聞きしたいことなんですけれども、例えば放牧もそうなんですけれども、そういったようなことをしたときに、農地が持っていたような多面的な利用、防災的な役割と

いうのは継続的に維持できているのかどうかというあたりがちょっと気になっています。恐らくきちんとした根を張るような植生が維持していないと、森林化していないと、山の持つ保水機能の低下など防災的な問題が残ってしまうのではないかという気がちょっとしておりました。そのことに詳しくないもので、ひとまず土地の使い方、多様な使い方に関してはそのあたりのことがちょっと気になっているという次第です。

○池邊座長

ありがとうございます。

今の課題について御意見もあるかと思いますが、一巡させていただきます。

それでは、林委員、お願いいたします。

○林委員

聞こえにくいですけれども。

○池邊座長

林委員から、1、2分で土地の在り方の方の前半の議論について、御意見を賜ればと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

○林委員

分かりました。ちょっと音量が聞こえなかったもので、非常に興味深い、先ほどおっしゃっていたとおりでありますけれども、ぱっと見たところ、悪い言い方に聞こえるかもしれませんが、いいとしか言いようがない、という印象がやはりありました。もちろん議論の前提として、大切な一歩だとは思うんですが、やはりもう一歩踏み込んだ議論をしなくてはいけないなと思っています。

先ほどもどなたかおっしゃっていたんですけれども、やはり農地というのももっとしっかり定義していかななくてはいけない。何となく今の議論というのは、農地だったら何でもいいんだというような感じになっていますので、やはり農地の中でもいろいろなグラデーションがあると。

例えば、先ほどの放牧についても、水路を維持するような放牧、その辺はもう全部放棄して、とにかく荒地じゃなければいい、いい悪いというレベルではなくて、その辺もちゃんとグラ

デーションをつけて議論していくべきではないかと思いました。

それから、もう一つは、土地利用とメリット、デメリットをいろいろな視点から考えていくべきなのではないかと思いました。ちょっと図で表現できないのであれなんです、土地利用を縦軸A、B、C、D取って、横軸に今度は視点としてア、イ、ウ、エ、オ、みたいなものを取って、いろいろな視点から議論していかなければいけないと思います。

例えば、今の話ですと、個々人、気持ちの問題とか、あるいは国民的な食料の確保とかの問題が、分離されることなく、ガツと混ざっていますので、そこもどっちがいいか悪いかという話ではなくて、視点を整理した上でメリット、デメリットとかコストを議論していかないと、先ほどもちょっとありましたけど、いいねというところでちょっと止まってしまう、というのはちょっと危惧するところです。

最終的にはどれがいいのかなという話ではなくて、こういう場所ではこういうのがいい、こういう場所ではこういうのがいいよ、という話にしないといけないんじゃないかなと思います。その中で、やはり時間軸を強く意識した上で、複数の未来を想定した本当の意味での戦略というのに、こう来たらこう、ああ来たら、どっちに転がっても何とかなるというような戦略を立てていかなくはいけないのではないかと思いました。

すみません、全然まとまりがない話で恐縮ですが、思ったことは以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。

後半の議論は、正に高橋委員から御説明していただいたものとも関係する話だと思います。前半のお話は安藤委員からも出てきた農地の範囲ですとか、そういうものと関係するのかなというふうに思います。

それでは、広田委員、お願いいたします。

○広田委員

今日の梨木さんの報告は非常に私にとってはためになりまして、皆さんにとってもそうだと思います。この報告に限らず、こういった検討会、委員会で様々ないい事例、取組を紹介していただくケースが多いですけれども、我々の役目はそこで紹介された取組とそこから得られた教訓をいかに国の施策に生かすかという、そこだと思います。

今日の御報告の場合は、こういうふうにした方がいいんじゃないかというところまで踏み込

んで話されているわけですから、そこからスタートするというのが重要じゃないかと思います。

例えば、梨木さんの報告では、まとめのところで具体的などころまで踏み込んで、いろいろな御提案をされています。例えばですけれども、放牧の指導体制をどうするかとか。それから、実際に放牧をうまくやれているところを見せるのが効果的だということがありましたけれども、そうであればモデル放牧というのをそれぞれの県に一つずつ設けるであるとか、そういった対策が考えられると思います。

マッチングの件も、これは放牧に限らないで、農地の集積もそうなんですけれども、待っているのは駄目で、攻めのマッチングといいますか、両者のニーズを掘り起こしてやらないと、効果的なマッチングはできない。ですから、そういう攻めのマッチングをするために、マッチングの担当者の育成とか、具体的なマッチングの手法みたいなものを開発していく、あるいはもう既にそういうことができている人たちもいるでしょうから、そういう人たちから学ぶということが必要かなというふうに思いました。

放牧については、随分可能性があるんだなというのを私自身も思いましたので、これまでやられている方々が経験的に学んできたことを、我々いかに政策に昇華させるかということが重要と感じました。

以上です。

○池邊座長

それでは、深町委員、お待たせしました。よろしく申し上げます。

○深町委員

今日の話合いを聞きまして、改めて農地というものを、場所とか状況によって柔軟に考えることが大事だというふうに感じました。

農地を放牧地で使うというのも本当にいい事例になっていると思いますし、今までは農地と畜産、林業、内水面漁業とか分けてきたと思うんですけれども、今後、例えば放牧しているところに樹木があって、それをシイタケのほだ木の生産として使うだとか、農地である部分に林産物の生産がうまく重なりながら土地として有効に使っていく、場合によって水系があり水をためて使えるような場所があったら、養殖など水産業的な観点で使う、などが可能になるといいと思います。従来の伝統的な農業の在り方をほかのいろいろな国を見て学んでも、重複して有効に土地を使っていたという部分があるので、改めてこれからの新しいやり方として、

林産業区分のものがうまく重なったり、あるいは場所ごとに使い分けをしながらも一体となっているというような形でとらえていくのがとても大事だなというふうに思いました。

それから、有機農業とかあるいは景観、作物のお話も頂いて、いい取組をされているなと思いましたが、もしもそういうところの農地の発展系であることであれば、笠原委員がおっしゃっていた土地にはいろいろな思いと歴史があるというふうな部分だとか、いろいろな農地の生態系だとか生物多様性の価値というのが広く認識されているので、生産も行うんですけども、文化的な観点、歴史的な観点、あるいは生態的な観点からも評価された農地としてしっかり位置づけていくというのも今後更に重要になるのではないかと思います。

以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。

取りまとめをしたいところですが、その時間がないので、ちょっと皆様、お許しただければ10分程度の延長をお願いしたいですけれども、大丈夫でしょうか。

そうしましたら、次に合意形成の方の御意見ということで、ここは笠原委員、高橋委員からいろいろ具体的な御提案、あるいは実際のもの頂いたので、多々あるかと思えますけれども、皆様まとめて1、2分でよろしいでしょうか。先ほどの順番でお願いいたします。

それでは、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

高橋委員からの報告は大変面白く、特に黒鴨と鮎貝の2つの集落を1つにまとめたという話は象徴的だったと思います。

本日の冒頭、地域資源の共同保全率と総戸数の関係を示した図についてコメントしました。集落の総戸数が減ってきたとしても、複数の集落が連携すれば何とかなるということの意味しているのではないかという話でしたが、実際にそうした集落がほかと連携しながら活動を行っている事例が、本日、このような形で紹介されるとは私は全く予想もしていなかったのですが、その事例がしっかりと示されていると感じました。

基本的には集落だとは思いますが、集落が傷んできた場合に、集落間連携はかなり重要だと一般的に言われてはいますが、その具体的な事例が今日の報告で示されたというのは大変得るところが大きかったと思っています。

2点目は集落の合意形成についてです。これは少し私の考えが強すぎるのかもしれませんが、集落で話をする場合、いきなり農地のことから話をするのではなく、暮らしの話から始めていくべきように思います。高橋委員の資料を見ていくと「社会」の欄に二重丸が付いている、地域社会が機能しているところで人・農地プランの実質化、話合いが進んでいるという関係になっているように読むことができます。「農地」「農地」とあまり言わず、とにかく、皆さんで何か話し合いをしましょう、ということの方が重要なのではないのでしょうか。

高橋委員が挙げられていた事例も、廃校となった小学校をどうするかという取り組みでした。そうしたところから話し合いが始まっているわけです。農家以外の人たちも含めて話し合いをしていく場合には、話の入口をかなり広めにとることから始め、そして、その中で「やはり農地は重要ですよ」「居住環境は大切ですよ」といったプロセスで実際には話をされているのではないかと何となく感じたということです。この点については、もう一度高橋委員からお話を伺えると思いますので、「安藤さん、それは違ってきますよ」という話になってしまうかもしれませんが、そのように思った次第です。

以上の2点で、御容赦ください。

○池邊座長

ありがとうございます。

今回の合意形成についても最後に高橋委員と笠原委員から皆さんの御意見を踏まえて、御意見を賜れればと思っております。よろしゅうございますか。

それでは、続きまして、田口委員、お願いいたします。

○田口委員

私は先ほどから、合意形成がまずもって重要なと思います。やはり合意形成でコーディネーターがどうしても必要ですが、その確保がすごく難しい。そこを県職員がやったり、育成しているというのは確かに効果的だと思う反面、一方で、コーディネーターというのは、現場でのコミュニケーションスキルというか、コーディネートスキルが要求されるところがあって、短期的な研修で実際にどれくらい機能するコーディネーターを育成できているのか、というのは正直気になるところです。

先ほど、安藤先生がおっしゃった社会から考えなければいけないというのは、私もいろいろな地域、過疎化している地域でその地域の将来像の見える化みたいなことをやりながら、住民

の皆さんと議論していますけれども、枠組みをどこまで広げるかということはすごく難しいなと思います。

先ほど笠原委員からは、あまり広げすぎるとボケてしまうという御指摘があった一方で、高橋さんからは、漁村まで含めてかなり広域的に考えなければいけない。どちらも一長一短がある気がしています。

地域の人と膝詰めで議論するとなるとかなり小さい単位で具体的に話をしないと結構厳しいと思う反面、そうすると人材が不足してアイデアの広がりが出にくいということもちょっと難しいと思っています。

もう一つ、ちょっとやっぱり気になってしまうのが、実質化のプランをつくっていくというのはいいと思うんですけど、いろいろな地域の話が、家の代表の人が意見を表明しても、家庭内合意形成が全然できてなくて、いざその方が相続する段階になってくると、全く違う話になってしまうことがあるので、そこをどこまで契約みたいな形で、ばっさりと冷たくやってしまうのか。ある程度その家庭内状況みたいなものまで寄り添っていくのかというあたりは実質化プランが実効性を持つというレベルではちょっと課題になってくるのかなということは直感的な印象としてありました。

以上です。

○池邊座長

ありがとうございます。

後半の家庭内合意形成の話は、多分笠原委員から何かしらの御意見が賜れるのではないかと考えております。

次に、林委員、お願いいたします。

○林委員

合意形成に関しまして、さっきと同じような形になってしまうんですけども、やはりサイズ感みたいなものが大きいのではないかなと、狭い方が話がまとまるけど、広くするといろいろメリット、デメリットがある。そこはしっかり議論していくべきだということと、あとはやはり農業を守りたいのか、居住地としての農村を守りたいのかというところはしっかり考えなければいけないと思いました。

あとネットワークでつないでいくというのは、いいと思いますけれども、やはり対等じゃな

と思います。ですので、どっちにもメリットがあるようなことをしっかり考えていかなければいけない。最後の話はちょっとつかみどころのない話ですけれども、以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。

それでは、広田委員、お願いします。

○広田委員

お二方の報告が非常に示唆的で、ここからどういうふうに国の政策としてまとめ上げるかというのは、この場では時間がないので、それはまた別の機会にすることとして、ここでは合意形成とか話合いについて、ちょっとコメントしておきたいと思います。話合いをするときに、一番大変なのは、どうしてこの話合いをしなければいけないかというのを理解してもらうところです。そこが非常に手間もかかるし、逆に手間をかけないと最後の最後でひっくり返されたりします。

というのも、先ほどから話合いのサイズを集落自治会にするのか、広域にするかという話があると思いますけれども、最終的にどういうふうにしたらいいかというところには多様な主体が入ってないと、地域の高齢化した人たちだけではいかんともし難いと思います。

ただし、スタート時点ではやはりできるだけ小さな範囲で、ちょっとこのままだとまずいね、何とかしなくちゃねというところの、意識づけみたいなものは絶対に必要で、その場合は小さな範囲で話合いをする必要があります。いきなりそこに見ず知らずの人が入っていたら、話合いはまとまりませんし、ここは自分たちの居所じゃないと思われる恐れもあります。人・農地プランであれ、その地域の土地利用計画であれ、なぜこのいま話合いが必要かというところを理解してもらうプロセスを入れないと駄目だということです。

そのために一番有効なのは現実を見える化することで、このままいくとどうなってしまうのかを理解してもらうこと、それから地元の人には意外に地域のこと知らないの、やはり現状を目で見てもらい、このままじゃまずいんじゃないかという意識を持ってもらうこと、そのための時間を十分に取ることが必要となります。

ですから、最終的な話合いで語り合ってもらうテーマ（地域農業や土地利用の将来像など）に辿り着くまでの、序盤戦というか、基礎固めのための話合いのプロセスを大切にしてほしいと思います。そのためにも先ほどから出ているコーディネーターはほしいところです。山形県

はその点素晴らしくて、地域づくりプランナーの育成を何年もかけてやってくられています。

以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。

時間のない中、皆さん御協力していただいて申し訳ございません。

それでは、深町委員、お願いします。

○深町委員

私もお二人の発表の内容がすごく示唆的で、とても素晴らしいと思っています。特に、主体となっている方だけではなくて、若い人がどのような役割を果たしていくかとか、農業をやっている人たちがどう参加していくかというような視点がとても大事だなというふう感じたところでは。

そうした中で、やはりそれをコーディネートする、皆さんと重なってしまうんですけども、どういう方がそれをうまくコーディネートするかというところにかかっているなというふうに思いました。

私自身いろいろな調査をしていますと、若い人の力もとても大事なんですけども、地域の中の年配の方というのは水の管理のことにしても、災害への対処だとか、すごく学ぶことがたくさんありまして、長期的に見れない部分があったりするときもあるかもしれないですけども、年配、高齢者の方々とかの御経験だとか知恵をうまく若い人が地域で使っていけるような、そういうふうな視点もとても大事だなというふうに思いました。

それとあと最後なんですけれども、国とかのレベルでとてもいい計画とか考え方が示されたり、実際に現場でそれを動かそうとすると、結局、笠原委員のお話にもあったように、事例的に挙げられたものだとか、あるいはお金が付きやすいものというところではいろいろなものが決定されていくところがあって、その間に入っているいろいろな自治体の方々のお考えだとか、対応の仕方に柔軟性、多様性がなかったりする状況もあり、いかにコーディネーターだけではなくて、行政組織の中で、いろいろなところにわたって今回の考え方というのがちゃんと浸透して、うまく機能するかというところもとても大事だというふうに思います。

以上です。

○池邊座長

ありがとうございました。

それでは、笠原委員、お願いいたします。

○笠原委員

先ほど、池邊委員から話のあった家庭内合意形成の件なんですけれども、一番頭が悩ましいところですよ。話合いに出ていらっしゃるの大体男性で、できる限り御夫婦で、もしくは後継者と一緒というふうをお願いするんですけれども、ほぼ出ていらっしゃるの経営主の方々、もしくは家長の方々なんです、家に帰ったら反対されて、というケースは本当に結構あります。

私どもも、できる限り家の中できちんとお話合いをしてくださいとお願ひするんですけれども、家長の方々なかなか家だからできない、逆に言えばうちの息子がうちの経営を継ぐのかどうか、農業委員さん、聞いてください、という例もあります。そこまで私たち踏み込むのかというような状態ですが、家庭内で少なくとも話合いではなくても、今日の集まりはこんなことで、自分はこういう方向で話をしたし、集落の中ではこういう方向にいったという話合いができるように、私どももできるだけことはしていきたいと思っております。

それから、コーディネーターの重要性というのは私たちもとても感じております。実はうちの農業委員会は割と皆さん任期が長くて、私も前に申し上げたとおり、20年になります。私よりも更に長い方は30年という方もいらっしゃって、そういった方々が集落の中に入っている方々の意見を、その場で言えない方の意見を御自宅に伺いながら話を進めているところですが、全てにおいてそれができるわけではないので、できる限りお話をさせていただけるように、いろいろところで、ただ呆然と立ち尽くしながら声をかけていただけるのを待っていたり、田んぼの隅っこで声をかけたりという、小さい小さい努力を積み重ねているような状態です。

また、そこまでしていても、私自身にコーディネート力があるかというのはまた別の話ですので、いろいろな勉強会などでコーディネーターの、こういうふうには話合いを進めていきたいと思います、私たちが学びの場をたくさん頂いていますけれども、まず信用していただくことが何よりも大切だと思っていて、これはもう自己研鑽の世界なのかなというふうに思っています。

いろいろな相談が、私どもにまいります、真摯にその相談の内容に向き合っていくことで信頼を得て、集落、自分たちがいなくなったときに、ここがどうあってほしいのか、それは中山間地も平場も同じですけれども、この先、後継者もしくは自分の子孫に恥ずかしくない集落

をつくっていきましょうという形で、私はとても個人的な話で申し訳ありませんけれども、そんな形で日々委員活動をさせていただいているところです。

ざっくりというよりは、全然論点がずれていまして申し訳ありませんが、このくらいでやめさせていただきます。

○池邊座長

ありがとうございます。

私、ちょっと先ほど土地利用のところ最後に梨木さんにお聞きするべきだったんですけども、次は高橋さんに御意見を頂いた後、最後に梨木さんに今日のいろいろなコメントを踏まえて、コメントを頂きたいと思っております。

では、高橋さんお願いいたします。

○高橋委員

補足になりますが、話合いの範囲ということで、ちょっとお話しさせていただきます。できる限り小さい範囲で話合いをするということが基本です。

先ほどお話があった、2つの集落をくっつけながら、地域を見ていくという話をしましたけれども、聞き取りと話合いは別個にやります。その後に、それを合わせてもう一回話をしていく。そういう丁寧な付き合い方をしていけないとなかなか難しいと思います。最終的に当初診断した集落の範囲に合わせていく、そういう作業をしています。

それと県のコーディネーターが何人か行ってもどうなるか、という考え方もありますが、実際に最終的には一番地域の近くにいる市町村の職員がこれを見ていくという、これは基本中の基本だと思います。

マンパワーが足りないということと、2、3年ごとに転勤していく。これはかなり厳しいところがあります。そうなっていくとまた1から地元の人との信頼関係を築き上げていく。そういうことになってしまいます。

ということで、転勤しても県内にいる県職員が、今、リーダー的な立場で、現場を借りながら市町村職員、地域のリーダーと一緒にあって、並行して人材育成していこうと、こういう考え方が、今の山形県でやっている取り組みになっています。説明が足りませんでしたので、お話しさせていただきました。

私も現場で働いている人間なものですから、笠原委員の話を聞いていて、かなり重なること

ろがあるなというふうに感じていました。

その中で、ほかの委員の方からもお話がありましたけれども、家族内合意形成はどうなっているのか。実際は私自身もそうなんですけれども、地域の将来、土地の利用、跡継ぎどうする、みたいな話は本当にしません。ただ隣の若者とか隣の親世代とであれば話ができる。この辺をうまく使って話し合いを進めていければと考えています。

いろいろな話を地域の中で進めていくんですけれども、その話の中でこれからの農業がどうなるかとか、耕作放棄の話とか、そういう土地に関する話題がちょっとでも出てきたら、そこから話を広げていく。そして全体的な土地の在り方、農業の在り方みたいなものに発展させていくというやり方は山形が得意とする手法です。簡単ではありませんし一回では決まらないです。先ほど話し合いの段階を示しましたけれども、現場ではそういう手法を使っています。

今日、放牧の話も聞かせていただきましたし、笠原委員の現場視点でのお話も聞かせてもらいましたので、今後、私が今やっている仕事と組み合わせながら検討し、お話をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○池邊座長

ありがとうございました。

それでは最後になりましたが、梨木アドバイザー、まとめの中でも、やる気のある人が不可欠だとか、コーディネーターの話も御指摘いただいていますけれども、いかがでしょうか。

○梨木氏

お話を聞かせていただいて、私は長期的な土地の利用ということはあまり考えたことがなくて、当面ある耕作放棄地をどう使うかということにとらわれていました、仕事柄、放牧が一つの点になるよ、というお話をいたしました。ですが、放牧におきましては今まで、牛舎の中で牛を飼っていた御主人が目覚めて放牧しようということをやりに始めて、それが夫婦の中で、あるいは家庭の中で混乱している農家も実際いらっしゃいます。

私はそんな話を聞いてないわよというのを、私が行ったときに話をされて、困ったなというようなことが1件、2件ではなくて結構あります。

ですから、やはり私の場合、放牧を進めるという場合においても、まずは家庭内で、初めて放牧に取り組む場合は、特に御主人と奥さん、あるいは後継者ともよく話し合った上で、本当に放牧をやろうという気になっているかどうか。私はその放牧についてのメリット、デメリット

トについては十分紹介いたしますけれども、最終的に判断されるのは農家御自身ですので、そこはよく話をします。

農業関係の資料、雑誌なんかを見て、これは面白いと飛び込んで来る人もいらっしゃるのですが、そんな簡単なものじゃないということをまず最初にお話しして、実際の優良事例を見たり、近場であれば見学をして、いいところも悪いところも全部聞いてから、自分のところに合うような形で放牧をしたらいんじゃないかという話をしています。

それから、先ほどの合意形成のコーディネーターというお話でしたけれども、放牧を進めるに当たっての指導者といえますか、放牧そのものの技術の普及ということの指導者も必要ですが、今はそれだけでは駄目で、土地をどうやって確保するかとか、トラブルが起きたときにはどういう対応をするか。行政的な手腕、あるいは家畜衛生的なことも十分分かったような、そういう人材を造成するようなシステムづくりというのか、そういうものが重要だなというふうに私は感じています。

畜産の技術的なものは、かなりのものは、放牧だけではなくて、いろいろな分野、繁殖だとか育成だとかいろいろなものが畜産にはございますけれども、そういう技術的なものはかなりできているので、あとはそれを実際に経営にうまく乗せて販売まで含めてどうやるか。そこまで考えないと、今までは農家は生産したもの、できたものを農協に売る、あるいは市場に持って行ってそこから先は知らないというのでは駄目で、どうやってうまく消費者まで届けるかというようにところも考えてやる必要があるだろうというふうに思います。

ちょっと手前味噌になりますけれども、耕作放棄地はどんどん増えています。動物の力で活用して、畜産も振興していただければ、畜産にとどまらず畜産の振興ということでその地域もまた活性化するというのが私は期待できるというふうに思っております。

ちょっとまとめませんが、私のコメントとさせていただきます。

○池邊座長

どうもありがとうございました。

プレゼンテーションしていただいた農水省の各課の皆様、梨木アドバイザー、笠原委員、高橋委員、どうもありがとうございました。

今日はこの検討会の一番の肝になる議論のところが出てきたかなと思っておりますので、3回目以降に今日ちょっと時間がなくて、皆さん言い足りないというところで、ディスカッションにならなかったですけども、そのあたりを詰めていきたいと思っております。

広田委員がおっしゃられた施策にどういふふうに結び付けるかというところが、多分一番大事なところだと思いますので、そのあたりも含めて、次回以降に議論を重ねていきたいと思ひます。

本日は20分近く延長してしまいました。申し訳ございません。

本日用意した議題は全て終わりましたので、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○佐藤総括

池邊座長、ありがとうございました。

本日は大変貴重な御意見、御審議を頂きありがとうございました。

次回の開催ですが、8月24日を予定しております。詳細につきましては、改めて事務局より御連絡をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして本日の検討会は閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

以 上